○総務省告示第四百七十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十七第一項第八号の規定に基づき、超広帯域無線システムの無線局の無線設備が有する干渉を軽減する機能の技術的条件を次のように定め、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

超広帯域無線システムの無線局の無線設備が電波を発射しようとする場合及び当該電波を発射している場合における干渉軽減機能の技術的条件は、次のとおりとする。

一　当該電波と周波数を同じくする電波を受信したときの任意の一五kHzの帯域幅における受信機入力レベルが（一）一三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）を超えるときは、任意の一MHzの帯域幅における空中線電力の平均電力を（一）七〇デシベルとする。

二　信号検出時間を五秒以上とする。

三　信号検出確率を九九パーセント以上とする。

四　信号検出間隔を六〇秒以内とする。

○総務省告示第四百七十六号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

第1の3の二の表4の項中「1周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であって、同条第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあっては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を加え、同表5の項中「原則として」を削り、「全ての周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であって、同条第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあっては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を加え、同表6の項中「原則として」を削り、「全ての周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信するーのものにあっては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を加える。

○総務省告示第四百七十七号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

第三項第二号の表4の項中「1周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であって、同条第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあっては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を加え、同表5の項中「原則として」を削り、「全ての周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であって、同条第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあっては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を加え、同表6の項中「原則として」を削り、「全ての周波数」の次に「（設備規則第49条の6の9、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信するーのものにあっては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）」を加える。

○総務省告示第四百七十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

8　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備を使用する端末設備

○総務省告示第四百七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、わたなべ美樹後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百十号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

㈠　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部わたなべ美樹後援会の項中「東京都千代田区永田町二―二―一」を「東京都千代田区永田町二―一―一」に改める。

○総務省告示第四百八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出について、渡邉美樹から訂正の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

渡邉美樹の項中「東京都千代田区永田町二―二―一」を「東京都千代田区永田町二―一―一」に改める。

○総務省告示第四百八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

㈠　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
公明党参議院比例区第20総支部	河野　義博	清水　康児	福岡県福岡市中央区小笹三―一―六―八	参議院議員	○	二五、八、一三
日本維新の会参議院比例区第47支部	石井　義哲	下堂薗哲宏	東京都港区新橋四―二―三	参議院議員	○	二五、五、八
みんなの党参議院比例第25支部	石井　竜馬	石井　淳	大阪府大阪市平野区加美正覚寺一―一―二六	参議院議員	○	二五、四、一六